

平成 28 年 5 月 20 日
株式会社日立製作所
中部電力株式会社

「新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ」における ご質問・ご指摘事項に対する回答

1. 報告実績（前回）

ア) 会議名

第 8 回 新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ

イ) 報告年月日

平成 28 年 2 月 29 日（月）10:00～12:00

2. ご質問・ご指摘事項と回答

ご質問・ご指摘事項		回答
石原委員	・ボルト締付に使用した道具は何か。	・ブレード取付ボルトの締付は、テンションナーで実施しています。
	・ボルトの締付に使っている道具を 施工要領書にまとめておくこと。	・「点検整備要領書(D9S-474C)」に 整備要領・判定基準・必要工具を まとめてあります。

(ご参考)

御前崎風力発電所 3 号機ブレード取付ボルト破断は、点検整備要領書 D9S-474 に、ボルト全数の増締指示がなかったため、増締を行っていないボルトのうち 1 本が破断に至ったものです。

増締作業に必要な工具は、当初から点検整備要領に明記されております。

表 1 点検整備要領における必要工具の記載

点検整備要領書 (発電開始 100 時間後の整備要領)	作成（見直し）年	必要工具の記載	備考
D9S-474	2008(平成 20)年	あり	
D9S-474C	2011(平成 23)年	あり	・ボルト全数の増締の 規定を追加

※ 第 7 回新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ(平成 28 年 1 月 25 日)の日立製作所作成の資料にて、点検整備要領書(D9S-474C)の改定経緯は、記載済み。

以 上